

掲示期間 令和8年3月25日～令和8年4月8日

十日町市公告第8号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について当該特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月25日

十日町市長 関口芳史



1 対象となる建築物の概要

- (1) 所在地 十日町市田代丙1234番地子
- (2) 家屋番号 丙 1234番 子
- (3) 種類 居宅
- (4) 建物構造 木造板葺2階建
- (5) 床面積 1階41.32㎡ 2階28.92㎡（建物登記情報）

2 特定空家等に対する必要な措置

所有者等は、1の建築物を3の期限までに除却すること。

3 措置の期限

令和8年4月8日

4 十日町市長による措置

所有者等が3の期限までに2の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が2の措置を行う。

5 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、3の期限までに搬出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、6の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

十日町市 建設部 都市計画課 特定空家対策係
電話 025-755-5216（直通）
FAX 025-752-4635